

(様式第2号)

平成28年度第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会
(芦屋公園有料公園施設) 会議要旨

日 時	平成28年8月1日(月) 13:00~14:50
場 所	芦屋市役所 東館 3階 大会議室1[南側]
出席者	委員長 富田 智和 副委員長 岡田 明 委員 藤川 千代 委員 倉本 宜史 委員 比嘉 悟 市出席者 企画部長 稗田 康晴 企画部主幹(総合政策担当課長) 鳥越 雅也 政策推進課係長 吉泉 里志 政策推進課係員 岡本 将太 政策推進課係員 西村 勇一郎 事務局 社会教育部長 川原 智夏 スポーツ推進課長 木野 隆 スポーツ推進課係長 木戸 秀行 スポーツ推進課係員 大西 貴和
事務局	スポーツ推進課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中4人(比嘉委員途中出席)の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 〈非公開・一部公開とした場合の理由〉 募集要項等の審査を行うため
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長・副委員長の選出
- (6) 会議運営に関する確認等

(7) 議題

- ア 募集要項・業務仕様書について
- イ 審査要領・選定基準について

(8) 次回以降の委員会日程調整

(9) 閉会

2 配布資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 指定管理者関係 日程表
- 資料3 募集要項
- 資料4 業務仕様書
- 資料5 審査要領（詳細内容は非公開）
- 資料6 選定基準（詳細内容は非公開）

3 委員の委嘱

芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に基づき委員に委嘱状を交付した。

4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から3人の委員が選出されている。この委員会は、委員定数5人中4人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条第2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立していることを確認した。

5 委員長、副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条第1項及び第2項により、委員の中からの互選で富田委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、富田委員長の指名により、岡田委員が副委員長に選出された。

6 審議内容

富田委員長：審議に入る前に、施設概要についての説明をお願いします。

事務局：【施設概要について説明】

富田委員長：ただ今事務局から説明がありましたが、質問・意見はございませんか。

岡田副委員長：今、現在の指定管理者について教えてください。

事務局：芦屋国際ローンテニスクラブ・芦屋市体育協会事業連合です。

岡田副委員長：前回も同様な形で選考したのですか。

事務局：平成18年から指定管理制度を設けておりますが、それ以降は非公募で、今

回から初めて公募という形にさせていただいております。

富田委員長：今の芦屋国際ローンテニスクラブと芦屋市との間の契約のことについては、今回の資料には特に載せていないということによろしいのでしょうか。

事務局：はい。

富田委員長：募集要項及び業務仕様書の説明をお願いします。

事務局：【資料5の「募集要項」と資料6の「業務仕様書」に基づいて、募集要項及び業務仕様書について説明】

富田委員長：ただ今事務局から説明がありましたが、質問・意見はございませんか。

岡田副委員長：今現在指定管理をされておりますが、イレギュラーではあります、6面については芦屋国際ローンテニスクラブが使用していると。そして今4面だけ指定管理を行なっているという理解でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。

岡田副委員長：今回は、その使用をなくして、10面全て指定管理にするということによろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

岡田副委員長：では、今の連合体の申込があった場合には、今までとは全然違う形での指定管理になるということになるわけですね。

事務局：基本方針等については変わらないかもしれませんが、施設の利用方法については変わります。

岡田副委員長：6面と4面のことについて説明されてはどうでしょう。

事務局：参考資料の管理運営費については、収入については庭球場4面分、支出については庭球場10面分としての数値です。また、利用料金収入の内訳といたしましては、貸しコート4面分と会議室の利用料金と駐車場収入があり、駐車場収入については、タイムズと契約を結んで、固定収入として年間264万円が入ります。基本的には、次の指定管理期間中においては、多少の変動があるかもしれませんが、同等の金額が収入として見込まれます。

藤川委員：修繕積立金についての考え方について確認したいのですが、5年間で500万円を修繕の財源として指定管理者が拠出してくださいということですか。

事務局：年間500万円です。

藤川委員：過去の実績に上がっている修繕費と年間500万円との関係がよくわからなかった。ここに参考として載せている管理運営費の実績の修繕費は、今まで10面分についてかかっている金額ということですか。

事務局：収入については4面分で、支出分が10面分です。よって、修繕費としましては、10面分です。修繕積立金という名目ですが、スポーツ振興基金として積み立てておいて、何かの折に取り崩して使うので、管理運営費の修繕費と修繕積立金というのはリンクしていない別物だと考えていただいた方がよ

ろしいかと。また、コートの張替も10年に1回しなければなりません。張り替えについては1面につき500万円かかりますので、10年の内、指定管理期間が5年あるということで、年間500万円に設定したという根拠もございます。

藤川委員：募集要項だけでは、応募者にとっては修繕と仕様書に書いていた張替の話との関係性がわかりづらくて質問等があるかなという印象を受けました。このあたりのご対応をお願いします。

倉本委員：募集要項の5Pのところ、欠格事項については事前に市の方で確認して下さるのですか。

事務局：委員の皆様には、第1次選考と第2次選考がございまして、第1次選考では、修繕積立金の提案が500万円未満の法人、経営状態に懸念のある法人、管理運営について懸念のある法人は駄目だということと、欠格条件に値する法人は駄目だということ、一旦事務局で精査した上で、次の第2回の選定委員会で見ていただいて判断していただきます。

倉本委員：それに関連して公租公課の取扱いということで、事前に税関係の方に相談をお願いしますということですが、これは事前にどなたが審査されるのでしょうか。

事務局：基本的には課税ですので、事業者が本来収めるべきものですので、市がそこに仲介してどうこうということにはございませぬ。後でその部分の税金がかかるからといって、市が経費を負担するということにはございませぬ。あくまで課税対象となる事業者の責任においてやっていただきます。

倉本委員：市は事前に確認は。

事務局：市からはやりませぬ。

富田委員長：欠格理由に関しては、委員ではわからないことが。特に暴対のところもそうだと思うのですが、そこまでは委員の調査は及ばないということですね。

事務局：それについては、事務局の方できちんとさせていただきます。

富田委員長：欠格理由のクについては、訴訟が係属中もしくは過去3年以内に敗訴している者とありますが、これは市との訴訟に限られるということですか。

事務局：それには限りませぬ。

富田委員長：過去3年というのは、確定してから3年ということですか。敗訴というのは和解した場合は微妙ですし、原告として訴えている場合もこれに含まれるのですか。

事務局：これについては検討いたします。

富田委員長：他にご質問がなければ、選定基準及び審査要領の説明をお願いします。

事務局：【資料7の「審査要領」と資料8の「選定基準」に基づいて、審査要領及び選定基準について説明】

富田委員長：ただ今事務局から説明がありましたが、質問・意見はございませんか。

岡田副委員長：芦屋市は、前回の別の選定では書類審査・面接審査において、プレゼンしてパワーポイントを使わずにされていたが、今回もそういう形式でしょうか。

事務局：特にそういうわけではございません。要項に「パワーポイント可」と追記するのは、可能です。

岡田副委員長：ぜひわかりやすいですし、前回の選定の際では非常にわかりにくかったのです。

事務局：パワーポイントを使わなければならないということではないですね。

富田委員長：そうですね。パワーポイントを使わないからといって、必ずしもわかりにくいということではないですからね。

岡田副委員長：他市では使わなかった例はないと感じています。

藤川委員：面接による審査では、応募内容について自らプレゼンテーションして説明する機会を設けるのですか。質問したことに対して答えるだけでなく、自ら積極的にアピールする場も時間内で設けているという理解でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。

比嘉委員：これまでの指定管理はテニス協会がされていたのですか。

事務局：芦屋国際ローンテニスクラブ・芦屋市体育協会事業連合です。

比嘉委員：これまでは、要項とか無しで、市の方が委託されていたのですか。

事務局：指定管理として非公募という形でしておりました。

比嘉委員：他の業者と組んで、申請してくる可能性もあるということですね。

事務局：提案される可能性もあるかもしれません。

富田委員長：配点の点数においては、非公表ということによいのですか。

事務局：非公表です。

富田委員長：事前・事後ともにですか。

事務局：事後は、得点のみ公表します。

比嘉委員：前の指定管理者が問題があったということはないのですね。

事務局：そういうことはないです。

富田委員長：1次選考についても我々が審議するということですね。

事務局：はい。

富田委員長：今日出た意見を踏まえて事務局の方で改訂という作業になるのですか。次の委員会ではその改訂を議論するのか、もう選考の方に行くのかどのような流れになるのでしょうか。

事務局：選考に入っていきます。訂正等については、委員と連絡を取り合った形で修正させていただきたい。

富田委員長：修正については集まって議論ということは、予定していないということですがよろしいでしょうか。

委員一同：はい。

富田委員長：結構意見が出されましたが、その点については、個別にという形になりますかね。

事務局：はい。

富田委員長：今日出た意見につきましては、事務局の方に修正をお願いします。これで、本日の審議は終了といたします。

本日審議された、①募集要項・業務仕様書、②審査要領・選定基準への修正等については、事務局の責任で修正した後、日程どおり公募を開始することの確認と、次回開催日程を調整し閉会。